第四十条の四第二十七項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五」を「令和四年度燃費基準達成レベルが百」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項中「次の各号に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上百五未満である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているもの」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項を削り、同条第三十項中「第九十条の十二第二項第二号ハ」を「第九十条の十二第二項第二号ロ」に、「次の各号に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているもの」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第三十一項及び第三十二項を削り、同条第三十三項第二号中「七十五以上九十未満」を「九十以上百未満（令和七年四月三十日までの間は、八十以上九十未満）」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十四項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑵から⑷までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十四項を同条第二十八項とし、同条第三十五項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑵から⑷までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十五項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十以上九十五未満」に、「百十五以上百二十未満」を「九十五以上百未満」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十六項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑶の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十六項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十七項第二号中「七十五以上九十未満」を「九十以上九十未満（令和七年四月三十日までの間は、八十以上九十未満）」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十八項中「車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車」を「乗用自動車」に、「は、」を「は、令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上百未満（令和七年四月三十日までの間は、八十以上九十未満）であり、かつ、」に改め、「百五未満」を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第三十九項中「次の各号に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十以上九十五未満である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているもの」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三十三項とし、同条第四十項を削り、同条第四十一項中「第九十条の十二第三項第三号ニ」を「第九十条の十二第三項第三号ハ」に、「は、」を「は、令和七年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満（令和七年四月三十日までの間は、」に、「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十二項第二号中「六十以上七十五未満」を「八十以上九十未満（令和七年四月三十日までの間は、七十以上八十未満）」に改め、同項を同条第四十三項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑵から⑷までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第四十三項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十以上九十五未満」に改め、同項を同条第三十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

37　法第九十条の十二第四項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑶の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和四年度燃費基準達成レベルが九十以上九十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の四第四十四項第二号中「六十以上七十五未満」を「八十以上九十未満（令和七年四月三十日までの間は、七十以上八十未満）」に改め、同項を同条第三十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

39　法第九十条の十二第四項第三号イに規定する乗用自動車で財務省令で定めるものは、令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十未満（令和七年四月三十日までの間は、七十以上八十未満）であり、かつ、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

40　法第九十条の十二第四項第三号ロに規定する車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

第四十条の四第四十五項を同条第四十一項とする。

第四十条の五第一項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める。

第四十条の七の見出し中「車両安定性制御装置等」を「側方衝突警報装置等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「車両安定性制御装置に」を「側方衝突警報装置に」に、「第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置（法第九十条の十四第一項に規定する車両安定性制御装置をいう。第六項及び第七項において同じ。）に係るものに限る。）」を「第六十七条の五及び第百四十五条の五の基準」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「車両安定性制御装置」を「側方衝突警報装置（同項に規定する側方衝突警報装置をいう。次項において同じ。）及び」に、「同項」を「同条第一項」に、「次項において同じ。）、車線逸脱警報装置（同条第一項に規定する車線逸脱警報装置をいう。次項において同じ。）及び側方衝突警報装置（同条第一項に規定する側方衝突警報装置をいう。第九項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置（同項第一号に掲げる検査自動車にあつては、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置）」を「側方衝突警報装置」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「第九十条の十四第二項第一号」を「第九十条の十四第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「側方衝突警報装置」を「衝突被害軽減制動制御装置」に改め、同項を同条第六項とする。

別表第六㈠の表の備考3を同表の備考4とし、同表の備考2の次に次のように加える。

3　法第29条の2第1項に規定する新株予約権の行使が、当該新株予約権に係る同項に規定する付与決議の日後10年を経過する日の翌日以後の日までの間に行わなければならないこととされている場合には、「摘要」の欄に株式会社の設立の年月日を記載すること。